



# 鳥取県公報

平成20年8月8日（金）  
第 8 0 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止 するための基準の廃止（559）（水・大気環境課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 クリーニング師の研修並びにクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （560）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 （561）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	政治団体の設立の届出（44）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出（45）・・・・・・・・・・・・ 4 政治団体の収支に関する報告書の要旨（46）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 政治団体の解散の届出（47）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 政治団体の解散等に伴う収支に関する報告書の要旨（48）・・・・・・・・・・・・ 7 資金管理団体の届出（49）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出（50）・・・・・・・・・・・・ 9 資金管理団体の指定の取消しの届出（51）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集（15）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 告 示

## 鳥取県告示第559号

石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準（平成19年鳥取県告示第39号）は、平成20年9月30日限り廃止する。

平成20年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第560号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称  
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
  - (1) 第1型研修  
日時 平成20年10月5日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
  - (2) 第1型講習  
日時 平成20年10月26日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
  - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。
- 4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
  - (1) レポートの提出締切日 平成20年11月30日（日）
  - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込み期間
  - (1) 第1型研修 平成20年9月16日（火）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 第1型講習 平成20年10月6日（月）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (3) 第2型講習 平成20年10月27日（月）から同年11月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料  
研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。
- 7 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市松並町二丁目160  
電話 0857-29-8590

#### 鳥取県告示第561号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション西福原	米子市米原七丁目2-21	居宅介護、重度訪問介護	平成20年2月29日

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年月日	備考
佐名木知信後援会	佐名木 知信	佐名木 美保	境港市東本町44	平成20年4月4日	その他の政治団体
上田孝春後援会	岸本 義登	田中 常蔵	鳥取市源太24-8	平成20年4月14日	〃
国岡啓二後援会	佐々木 隼人	石谷 初恵	八頭郡智頭町大字智頭792-1	平成20年5月27日	〃
住民主役の民主的な町政を構築する会	博田 信	稲村 良一	岩美郡岩美町大字浦富711-4	平成20年5月29日	〃
竹安とおる後援会	竹安 等	竹安 順子	境港市中野町273	平成20年6月6日	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項前段の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
民主党鳥取県第2区総支部	主たる事務所の所在地	米子市米原四丁目1-37	米子市彦名町6682-2	平成20年4月7日	政党の支部
自由民主党郡家町支部	会計責任者の氏名	細田 登喜夫	滝田 時久	平成20年4月8日	〃
自由民主党東伯町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡琴浦町大字徳万352-4	東伯郡琴浦町大字三保244	平成20年4月15日	〃
〃	代表者の氏名	横山 隆義	川上 祐一	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	藤田 孟生	桑本 始	〃	〃
自由民主党鳥取市久松支部	主たる事務所の所在地	鳥取市西町三丁目105	鳥取市江崎町104-5	〃	〃
〃	代表者の氏名	岸本 嗣夫	竹内 勉	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	片山 三郎	山根 豊己	〃	〃
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	鳥取市用瀬町別府162	鳥取市用瀬町別府303	平成20年5月15日	〃
〃	代表者の氏名	上紙 光春	岸本 宣明	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	森尾 真一	大家 国弘	〃	〃
自由民主党米子市尚徳支部	主たる事務所の所在地	米子市榎原390-2	米子市青木548	〃	〃
〃	〃	米子市榎原800	米子市榎原390-2	〃	〃
〃	代表者の氏名	三吉 収	江原 利喜	〃	〃
〃	〃	三吉 孜	三吉 収	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	永井 弘明	吉持 昭明	〃	〃
自由民主党鳥取県大樹支部	代表者の氏名	福田 英寿	長尾 汎純	平成20年5月28日	〃
自由民主党福部村支部	会計責任者の氏名	宮本 定男	山根 三郎	〃	〃
自由民主党米子市大高支部	〃	山上 森雄	中本 実夫	平成20年6月2日	〃

自由民主党日野町支部	主たる事務所の所在地	日野郡日野町舟場303	日野郡日野町三土55	平成20年6月9日	〃
〃	代表者の氏名	佐々木 秀明	生田 栄	〃	〃
自由民主党鳥取県遺族会支部	〃	前川 勉	福田 勝頼	平成20年6月13日	〃
〃	会計責任者の氏名	土橋 正昭	横野 博之	〃	〃
湯原俊二後援会	主たる事務所の所在地	米子市米原四丁目1-37	米子市彦名町6682-2	平成20年4月7日	その他の政治団体
西川のりお後援会	会計責任者の氏名	西川 幸恵	西川 武美	平成20年4月8日	〃
前田宏後援会	代表者の氏名	前田 充	前田 恒利	〃	〃
野坂明典後援会	〃	野坂 弘道	井澤 正治	平成20年4月9日	〃
横山隆義後援会	〃	永禮 通暁	永代 道明	平成20年4月11日	〃
〃	会計責任者の氏名	藤田 孟生	三浦 幹雄	〃	〃
寺谷誠一郎後援会	代表者の氏名	前橋 登志行	安東 正	平成20年4月16日	〃
〃	会計責任者の氏名	河上 進	西河 章太郎	〃	〃
坂井徹後援会	代表者の氏名	松田 敏夫	山栴 正司	平成20年4月23日	〃
鳥取県石油政治連盟	〃	井上 賢明	岡村 毅一郎	平成20年5月28日	〃
みかも秀文後援会	会計責任者の氏名	秦野 徹	三嶋 秀文	〃	〃
小谷維夫後援会	代表者の氏名	小谷 維夫	金谷 利起雄	平成20年6月11日	〃
鳥取県水落敏栄後援会	〃	前川 勉	福田 勝頼	平成20年6月13日	〃
〃	会計責任者の氏名	土橋 正昭	横野 博之	〃	〃
日本遺族政治連盟鳥取県本部	代表者の氏名	前川 勉	福田 勝頼	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	土橋 正昭	横野 博之	〃	〃
日本栄養士連盟鳥取県支部	〃	本川 和恵	秋山 瑞子	平成20年6月18日	〃
鳥取県西部医師連盟	〃	辻田 哲朗	野坂 美仁	平成20年6月20日	〃
全国小売酒販政治連盟鳥取県支部	代表者の氏名	深田 栄	福田 洋一郎	平成20年6月30日	〃
〃	会計責任者の氏名	西口 真佐子	邑橋 互	〃	〃

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

◎その他の政治団体

期間 平成18年9月4日～平成18年12月31日

政治団体の名称 上田孝春後援会

報告年月日 平成20年4月14日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成18年1月1日～平成18年12月31日

政治団体の名称 住民主役の民主的な町政を構築する会

報告年月日 平成20年5月29日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成18年1月4日～平成18年12月31日

政治団体の名称 橋本秀夫後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入総額 708,924円

    本年收入額 708,924円

2 支出総額 708,924円

3 本年收入の内訳

    個人の党費・会費 1,000人 608,924円

    寄附 100,000円

        政党匿名寄附を除く寄附 100,000円

        個人分 100,000円

4 支出の内訳

    経常経費 165,784円

        人件費 78,000円

        光熱水費 12,956円

        備品・消耗品費 38,078円

        事務所費 36,750円

    政治活動費 543,140円

        機関紙誌の発行その他の事業費 522,900円

        機関紙誌の発行事業費 262,500円

        宣伝事業費 171,150円

        その他の事業費 89,250円

        その他の経費 20,240円

5 寄附の内訳

    (個人分)

幅田元男 100,000円 米子市

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 小谷維夫後援会

報告年月日 平成20年6月11日

1 収入総額 16,748円

    前年繰越額 16,748円

2 支出総額 16,748円

3 支出の内訳

    政治活動費 16,748円

    組織活動費 16,748円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 杉山よしこを支援する会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 土井秀人後援会

報告年月日 平成20年4月9日

1 収入総額 4,328円

    前年繰越額 4,328円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 4,328円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 浜辺力後援会

報告年月日 平成20年3月4日

1 収入総額 906円

    前年繰越額 906円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 906円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 宮田日出世後援会

報告年月日 平成20年4月7日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

## 鳥取県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
宮田日出世後援会	高下 洋一	小早川 明寛	米子市東町152	平成20年 4月7日	その他の 政治団体
上田孝春後援会	岸本 義登	田中 常蔵	鳥取市源太24-8	平成20年 4月14日	〃
土井秀人後援会	井手添 栄	生田 淳美	倉吉市福庭町一丁目159-1	平成20年 4月15日	〃
浜崎芳宏後援会	山根 幸男	岩本 章嗣	鳥取市川端四丁目202	平成20年 4月21日	〃
芳親会	浜崎 芳宏	生駒 蔵	鳥取市川端四丁目202	〃	〃
明日の因幡を築く会	金地 獅美	岸本 嗣夫	鳥取市戎町419	平成20年 4月23日	〃
浜辺力後援会	吉村 耕一	上村 博道	東伯郡湯梨浜町大字石脇974-2	平成20年 4月28日	〃
杉山よしこを支援する会	小林 壽	大野 智子	米子市上後藤三丁目4-15	平成20年 5月21日	〃
住民主役の民主的な町政を構築する会	博田 信	稲村 良一	岩美郡岩美町大字浦富711-4	平成20年 5月29日	〃
井上たくや後援会	井上 和義	青亀 一登	東伯郡北栄町国坂256	平成20年 6月2日	〃
小谷維夫後援会	小谷 維夫	鳥羽 真美	西伯郡大山町御来屋243-1	平成20年 6月11日	〃
橋本秀夫後援会	山口 政淑	笠岡 範之	米子市昭和町26-2	平成20年 6月19日	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

## ◎ 資金管理団体

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 芳親会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 浜崎芳宏  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員  
 報告年月日 平成20年4月1日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

## ◎その他の政治団体

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 明日の因幡を築く会  
 報告年月日 平成20年3月31日  
 1 収入総額 2,468円  
     前年繰越額 2,468円  
 2 支出総額 2,468円  
 3 支出の内訳  
     経常経費 2,468円  
     事務所費 2,468円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 井上たくや後援会  
 報告年月日 平成20年6月2日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 上田孝春後援会  
 報告年月日 平成20年4月14日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 住民主役の民主的な町政を構築する会  
 報告年月日 平成20年5月29日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月30日  
 政治団体の名称 橋本秀夫後援会  
 報告年月日 平成20年6月19日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日  
 政治団体の名称 浜崎芳宏後援会  
 報告年月日 平成20年4月1日  
 1 収入総額 260円  
     前年繰越額 260円  
 2 支出総額 0円  
 3 翌年への繰越額 260円

期間 平成20年1月1日～平成20年6月10日  
 政治団体の名称 小谷維夫後援会  
 報告年月日 平成20年6月11日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成20年1月1日～平成20年3月31日  
 政治団体の名称 杉山よしこを支援する会  
 報告年月日 平成20年5月21日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

期間 平成20年1月1日～平成20年3月31日  
 政治団体の名称 土井秀人後援会  
 報告年月日 平成20年4月15日  
 1 収入総額 4,328円  
     前年繰越額 4,328円  
 2 支出総額 0円  
 3 翌年への繰越額 4,328円

期間 平成20年1月1日～平成20年4月5日  
 政治団体の名称 浜辺力後援会  
 報告年月日 平成20年4月28日  
 1 収入総額 906円  
     前年繰越額 906円  
 2 支出総額 906円  
 3 支出の内訳  
     政治活動費 906円  
     組織活動費 906円

期間 平成20年1月1日～平成20年3月10日  
 政治団体の名称 宮田日出世後援会  
 報告年月日 平成20年4月7日  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円



**鳥取県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
佐名木 知信	境港市議会議員	佐名木知信後援会	境港市東本町44	佐名木 知信	平成20年4月4日

**鳥取県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
湯原俊二後援会	主たる事務所の所在地	米子市米原四丁目1-37	米子市彦名町6682-2	平成20年4月7日

**鳥取県選挙管理委員会告示第51号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
浜崎 芳宏	鳥取県議会議員	芳親会	鳥取市川端四丁目202	浜崎 芳宏	平成20年4月21日

**教育委員会告示**

## 鳥取県教育委員会告示第15号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年8月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成20年8月11日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第34会議室
- 3 議題  
全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

---

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第37回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時 平成20年10月10日（金）午前10時から
  - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁本庁舎 1階講堂

- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

- 3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真をはり付けること。）を、平成20年8月12日（火）から同年9月8日（月）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成20年9月8日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。